

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月13日
【四半期会計期間】	第25期第1四半期(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)
【会社名】	アライドテレシスホールディングス株式会社
【英訳名】	ALLIED TELESIS HOLDINGS K.K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 大嶋章禎
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田七丁目21番11号
【電話番号】	03(5437)6000
【事務連絡者氏名】	経理部長 和田公平
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田七丁目21番11号
【電話番号】	03(5437)6000
【事務連絡者氏名】	経理部長 和田公平
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第25期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第24期
会計期間	自平成22年1月1日 至平成22年3月31日	自平成23年1月1日 至平成23年3月31日	自平成22年1月1日 至平成22年12月31日
売上高 (千円)	8,913,244	6,456,913	35,826,948
経常利益又は経常損失( ) (千円)	421,519	597,463	991,042
四半期(当期)純利益 又は純損失( ) (千円)	298,264	666,168	603,465
純資産額 (千円)	13,658,543	10,710,883	12,603,545
総資産額 (千円)	24,824,393	22,169,005	24,822,514
1株当たり純資産額 (円)	96.36	89.77	98.25
1株当たり四半期(当期)純利益金額 又は純損失金額( ) (円)	2.13	5.45	4.59
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	2.07	-	4.38
自己資本比率 (%)	54.2	46.8	49.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,105,686	1,677,664	2,321,662
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	199,329	25,222	899,287
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	616,558	1,493,036	2,066,713
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	8,390,687	6,438,071	6,190,272
従業員数 (人)	2,086	2,192	2,201

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第25期第1四半期連結累計(会計)期間につきましては潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失を計上しているため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	2,192
---------	-------

(注) 1 従業員数は就業員数であります。

2 臨時従業員の総数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

### (2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	87
---------	----

(注) 1 従業員数は就業員数であります。

2 臨時従業員の総数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1)生産実績

当社グループにおける主要な生産は、製造コストが安価でインフラの整備されたシンガポール及び中国（広東省東莞市）の自社工場で生産するほか、低価格製品を中心に東南アジアの工場へ生産委託しております。

当第1四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
日本(千円)	-	-
米州(千円)	-	-
EMEA(注)3(千円)	-	-
アジア・オセアニア(千円)	3,012,315	-
合計(千円)	3,012,315	-

- (注) 1. 金額は製造原価によっております。  
2. 金額には消費税等は含まれておりません。  
3. ヨーロッパ、中東及びアフリカ。

当第1四半期連結会計期間における委託生産に伴う仕入高及び生産に伴う原材料・部品の仕入高の実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
日本(千円)	593,398	-
米州(千円)	162,064	-
EMEA(注)3(千円)	63,588	-
アジア・オセアニア(千円)	1,255,603	-
合計(千円)	2,074,654	-

- (注) 1. 金額は仕入価額によっております。  
2. 金額には消費税等は含まれておりません。  
3. ヨーロッパ、中東及びアフリカ。

#### (2)受注実績

当社グループの取扱品目は原則として全てが標準製品でありますので、個別受注生産は行わず、見込み生産を行っております。

#### (3)販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
日本(千円)	3,375,852	-
米州(千円)	1,115,083	-
EMEA(注)3(千円)	1,531,729	-
アジア・オセアニア(千円)	434,246	-
合計(千円)	6,456,913	-

- (注) 1. 主要な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合については、いずれの販売先についても当該割合が10%未満のため記載を省略しております。  
2. 金額には消費税等は含まれておりません。  
3. ヨーロッパ、中東及びアフリカ。

## 2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1)業績の状況

地域別の実績として、日本では、増設している営業拠点を活用し地域密着型の営業活動や顧客サービスを強化する一方で、医療市場でのシェア拡大を目指し、病院ネットワーク見学会を開催するなど医療機関へ積極的なアプローチを展開しております。しかし、前年同期に学校ICTキャンペーンにより大きく拡大した文教市場の受注が今期において縮小したことや、東日本大震災の影響による受注案件の延期および縮小などから売上高は前年同期を下回りました。

米州では、ヘルスケアやIP監視ソリューションに関する大型展示会への出展を通して、これらの市場での当社製品の優位性をアピールしております。しかし、公的機関のプロジェクトやインターネット・サービス・プロバイダー向けの案件が遅延となり、売上高は昨年同期を下回りました。

EMEA（ヨーロッパ、中東及びアフリカ）では、大規模なパートナー向けのコンファレンスを実施し、より強固なリレーション構築を図る一方で、大型展示会など各種イベントへの出展を通して、当社グループが先駆的に取り組んできたIPv6ネットワーク技術を駆使した製品のブランド訴求に努めております。実績としては、大手システムインテグレーターとの協業により、24時間365日のサポートサービスの提供を開始しました。しかし、景気低迷による設備投資の遅れが見られ、売上高は昨年同期を下回りました。

アジア・オセアニアでは、IP監視ソリューションの大型案件の受注や、公共機関関連の受注が増加し順調な伸びを示しました。しかし、為替レートの影響から、円換算の売上高は昨年同期を下回りました。

この結果、当第1四半期連結会計期間における連結売上高は64億56百万円（前年同期比27.6%減）となりました。営業利益は8億17百万円の損失（前年同期は3億72百万円の利益）となりましたが、前期末より円安となったことから為替差益として2億36百万円を計上し、経常利益は5億97百万円の損失（前年同期は4億21百万円の利益）となり、四半期純利益は6億66百万円の損失（前年同期は2億98百万円の利益）となりました。

当社グループは引き続き、品質・価格競争力の優れた製品を提供するとともに、ネットワーク・ソリューションとして高付加価値サービスの拡充と顧客満足度の向上に努め、多くの案件を獲得することで、売上高の拡大を目指してまいります。

### (2)財政状態の分析状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は221億69百万円となり、前連結会計年度末に比べ26億53百万円の減少となりました。流動資産は177億29百万円となり、前連結会計年度末に比べ27億25百万円の減少となりました。これは主に受取手形及び売掛金が31億6百万円減少したことなどによるものです。また、固定資産は44億39百万円となり、前連結会計年度末に比べ71百万円の増加となりました。負債合計は114億58百万円となり、前連結会計年度末に比べ7億60百万円の減少となりました。流動負債は86億8百万円となり、前連結会計年度末に比べ11億40百万円の減少となりました。これは主に短期借入金が8億29百万円、未払法人税等が2億88百万円減少したことなどによるものです。固定負債は、28億49百万円となり、前連結会計年度末に比べ3億79百万円の増加となりました。これは主に長期借入金が増加したことなどによるものです。純資産合計は107億10百万円となり、前連結会計年度末に比べ18億92百万円の減少となりました。これは主に利益剰余金が9億16百万円減少、自己株式が9億84百万円増加（純資産の減少）したことなどによるものです。これにより、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ2.8ポイント低下となる46.8%となりました。

### (3)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は64億38百万円となり、前連結会計年度末に比べ2億47百万円増加いたしました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は以下のとおりであります。

#### <営業活動によるキャッシュ・フロー>

営業活動による収入は16億77百万円となり、前第1四半期連結会計期間に比べ4億28百万円の減少となりました。これは主に、売上債権の減少額が19億91百万円増加した一方で、税金等調整前四半期純損失を計上し同純利益が10億89百万円減少したこと、法人税等の支払額が3億15百万円増加したこと、たな卸資産の増加による支出が3億8百万円増加したことなどによるものです。

#### <投資活動によるキャッシュ・フロー>

投資活動による支出は25百万円となり、前第1四半期連結会計期間に比べ1億74百万円の支出減となりました。これは主に、定期預金の減少などによるものです。

#### <財務活動によるキャッシュ・フロー>

財務活動による支出は14億93百万円となり、前第1四半期連結会計期間に比べ8億76百万円の支出増となりました。これは主に、短期借入金の返済による支出が1億70百万円減少した一方で、自己株式の取得による支出が6億69百万円増加したこと、長期借入れによる収入が2億円減少したこと、長期借入金の返済による支出が1億82百万円増加したことなどによるものです。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

##### ( 会社の支配に関する基本方針 )

当社は、平成21年7月31日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

##### ( ) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合であっても、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

この点、当社の企業価値の源泉は、グループ各社の有するネットワーク機器業界のリーディングカンパニーとして創業以来蓄積してきた経験とノウハウ、高度な技術力に基づいた情報通信機器全般に関する総合力、急速かつ激しい技術革新に対応し、「高性能」「高品質」「高い信頼性」を保持しつつ「コストパフォーマンス」に優れた製品を安定的に供給することのできる研究開発力、お客様の幅広いニーズにきめ細かく応えることのできる製品及びサービスの豊富さ、世界に広がる多くの顧客及び取引先、パートナーとの長期的な友好関係に基づく強固な信頼関係にあります。当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられる者でなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

##### ( ) 取組みの具体的な内容の概要

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、創業以来20年以上継続してきた「法人向けネットワーク機器」の開発・製造・販売の更なる拡充と、サポート・サービスの充実を中心とした様々な施策を実行することで、当社の企業価値を向上させることに鋭意取り組んでおります。

##### ( ネットワーク機器事業 )

当社グループは、創業以来、世界21ヶ国に広がる販売拠点と業界随一の幅広い製品ラインアップにより、世界でも有数のネットワーク機器総合メーカーとしての地位を築いてまいりました。常に機器メーカーとしての原点に立ち返り、お客様のニーズをいち早く取り入れた技術的に優れた製品をタイミングよく開発・販売することで主力製品の拡販を進めております。今後は、更なるサポート・サービスの充実と最適なITシステム基盤構築を行うためのプロフェッショナルサービスの展開など幅広い事業戦略を推進し、より一層の安定的な収益基盤の確保を目指してまいります。

##### ( IPTトリプルプレイ事業 )

当社グループは、IPネットワーク上のマルチメディア化にいち早く注目し、IPTトリプルプレイ事業の準備（機器の開発、販売体制構築）に、戦略的開発投資を行ってまいりました。その結果、現在、世界各国のユーザーに真のIPTトリプルプレイが提供され始めております。当社グループは、IPTトリプルプレイ事業は、長期的に成長が見込める市場であると考えており、今後も継続して投資を行ってまいります。

##### ( ) NSP（ネットワーク・サービス・プロバイダー）

当社グループは、欧米にて拡大しているIPTトリプルプレイ市場にいち早く対応し投資を継続しており、機器の開発からサポート・サービス、コンサルティングまでワンストップで提供可能な体制を整え、マーケットリーダーとしての地位を確立してまいりました。また、IPTV等新たなサービス需要に対しては、大手インテグレーターとの強力なパートナーシップを背景に、営業力と商品力の両面の強化により事業の拡大を図っております。

##### ( ) IP-GSP（IPグローバル・サービス・プロバイダー）

IP-GSP事業は、大学や米軍基地など一定のエリアにおいて、インフラの敷設からIP電話、IPTV、その他ネットワーク等、様々なサービスやコンテンツを提供する事業です。当社グループは、機器メーカーとしての範疇を超え、ネットワーク構築からそれを利用したサービス提供まで総合的に提供できる企業集団としての体制を整えてきておりますが、今後もこの事業を拡大することにより、グローバルに展開している企業へのビジネスゲートウェイとしての役割も担うことが可能となるとともに、サービスに応じた収入を得るビジネスモデルに基づき、より安定した収益の確保につながる事業として強化してまいります。

#### (研究開発事業)

ネットワーク関連市場は世界的に製品開発が激化しており、絶え間なく技術革新が進んでおります。当社グループは従来より売上高の一定割合を研究開発に投資するなど、先端技術の研究開発に取り組んでまいりました。ネットワーク関連機器の総合メーカーとしての地位を確保し、更なる成長を遂げるとともに企業価値を向上させるためには、研究開発は欠かせない事業であり、今後も将来を見据えた活動を行ってまいります。基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は平成21年7月31日開催の取締役会において、上記のとおり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口（2））として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。なお、本プランは、平成22年3月30日開催の当社第23回定時株主総会において、有効期間の延長が承認されております。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買付けしようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるとともに、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

なお、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排除するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、本プランは上記の基本方針に沿うものであり、また以下のような特段の配慮がされていることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### (ア)企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものです。

#### (イ)買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

#### (ウ)株主意思の重視



本プランの有効期間は、平成22年3月30日開催の当社第23回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までの約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(工)独立性を有する社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(オ)合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(カ)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5)研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は879百万円であります。なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、拡充について重要な変更があったものは、次のとおりであります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び完了予定 年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	東京都 品川区	全社	基幹業務 システム (第2期)	364,000	-	自己 資金	平成23年 1月	平成23年 6月	業務の 効率化

(注) 基幹業務システム運用方法の一部見直し等により、稼働時期の再検討をしたため、投資予定金額は当初予定の214,000千円から364,000千円に変更しました。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

## 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	158,283,921	158,283,921	東京証券取引所 (市場第二部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	158,283,921	158,283,921		

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年5月1日から当該四半期報告書提出日までの新株予約権(旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権を含む)の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権

株主総会の特別決議(平成14年3月27日)及び取締役会決議(平成14年4月15日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,000株
新株予約権の行使時の払込金額	421円
新株予約権の行使期間	自平成16年3月30日 至平成24年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 421円 資本組入額 211円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与に関する契約書」に定めるところによる。

2. 新株引受権を第三者に譲渡することも、担保に供することもできない。

3. 株式分割及び時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算出により価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり支払金}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

## 新株予約権

## 第1回新株予約権

株主総会の特別決議（平成14年6月7日）及び取締役会決議（平成14年7月24日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	1,489個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	148,900株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	409円(注)2
新株予約権の行使期間	自平成16年6月7日 至平成24年6月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 409円 資本組入額 205円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

## 第2回新株予約権

株主総会の特別決議（平成14年6月7日）及び取締役会決議（平成15年4月28日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	413個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	41,300株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	275円(注)2
新株予約権の行使期間	自平成16年6月7日 至平成24年6月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 275円 資本組入額 138円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

## 第3回新株予約権

株主総会の特別決議（平成15年3月26日）及び取締役会決議（平成15年8月25日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	309個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	30,900株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	235円(注)2
新株予約権の行使期間	自平成17年3月26日 至平成25年3月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 235円 資本組入額 118円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

## 第4回新株予約権

株主総会の特別決議（平成16年3月24日）及び取締役会決議（平成16年11月5日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	390個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	390,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	239円(注)5
新株予約権の行使期間	自平成17年3月24日 至平成26年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 239円 資本組入額 120円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

## 第5回新株予約権

株主総会の特別決議（平成16年3月24日）及び取締役会決議（平成16年12月14日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	303個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	303,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	170円(注)5
新株予約権の行使期間	自平成17年3月24日 至平成26年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 170円 資本組入額 85円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

## 第6回新株予約権

株主総会の特別決議（平成16年3月24日）及び取締役会決議（平成17年2月23日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	354個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	354,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	288円(注)5
新株予約権の行使期間	自平成17年3月24日 至平成26年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 288円 資本組入額 144円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

## 第7回新株予約権

株主総会の特別決議（平成16年3月24日）及び取締役会決議（平成17年3月18日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	324個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	324,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	336円(注)5
新株予約権の行使期間	自平成17年3月24日 至平成26年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 336円 資本組入額 168円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

## 第8回新株予約権

株主総会の特別決議（平成17年3月23日）及び取締役会決議（平成17年3月31日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	5,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	500,000株(注)6
新株予約権の行使時の払込金額	406円(注)5
新株予約権の行使期間	自平成18年3月23日 至平成27年3月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 406円 資本組入額 203円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

## 第11回新株予約権

株主総会の特別決議（平成17年3月23日）及び取締役会決議（平成18年2月27日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	8,650個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	865,000株(注)6
新株予約権の行使時の払込金額	573円(注)5
新株予約権の行使期間	自平成20年2月27日 至平成27年3月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 573円 資本組入額 287円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

## 第13回新株予約権

株主総会の特別決議（平成18年3月30日）及び取締役会決議（平成18年6月8日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	1,800個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	180,000株(注)6
新株予約権の行使時の払込金額	290円(注)5
新株予約権の行使期間	自平成20年6月8日 至平成28年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 290円 資本組入額 145円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

## 第17回新株予約権

株主総会の特別決議（平成20年3月25日）及び取締役会決議（平成20年5月15日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	1,500個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	150,000株(注)6
新株予約権の行使時の払込金額	78円(注)5
新株予約権の行使期間	自平成20年5月23日 至平成24年5月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 78円 資本組入額 39円(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

## 第18回新株予約権

株主総会の特別決議（平成20年3月25日）及び取締役会決議（平成21年1月13日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	14,125個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,412,500株(注)6
新株予約権の行使時の払込金額	36円(注)5
新株予約権の行使期間	自平成23年1月23日 至平成30年3月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 36円 資本組入額 18円(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

## 第19回新株予約権

株主総会の特別決議（平成20年3月25日）及び取締役会議事録（平成21年1月13日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	49,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,900,000株(注)6
新株予約権の行使時の払込金額	36円(注)5
新株予約権の行使期間	自平成22年1月23日 至平成25年1月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 36円 資本組入額 18円(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

## 第20回新株予約権

株主総会の特別決議（平成21年3月30日）及び取締役会決議（平成22年3月2日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	44,950個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,495,000株(注)6
新株予約権の行使時の払込金額	81円(注)5
新株予約権の行使期間	自平成24年3月11日 至平成31年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 81円 資本組入額 41円(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

## 第21回新株予約権

株主総会の特別決議（平成21年3月30日）及び取締役会決議（平成22年3月2日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	35,050個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,505,000株(注)6
新株予約権の行使時の払込金額	81円(注)5
新株予約権の行使期間	自平成23年3月11日 至平成27年3月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 81円 資本組入額 41円(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8



## 第22回新株予約権

株主総会の特別決議（平成22年3月30日）及び取締役会決議（平成23年3月14日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	50,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	5,000,000株(注)6
新株予約権の行使時の払込金額	86円(注)5
新株予約権の行使期間	自平成24年3月23日 至平成28年3月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 86円 資本組入額 43円(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

(注)1. 新株予約権1個につき当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{併合の比率}$$

2. 株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権者が当社又は関係会社を退職し、当社又は関係会社の従業員、取締役及び監査役ならびに社外協力者の地位でなくなった場合、新株予約権を行使することができない。ただし、従業員が会社都合により退職した場合もしくは定年により退職した場合、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合等、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の最低単位は1個とし、分割行使はできない。

新株予約権の行使に関するその他の条件等は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権1個につき当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が株式分割及び株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

5. 株式分割又は併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

6. 新株予約権1個につき当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式分割及び株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。

8. 組織再編行為に伴い、組織再編行為に関する契約、計算書等に再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合のみ、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権を交付する。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日	307,500	158,283,921	7,872	9,843,580	7,872	35,905

(注) ストックオプションとしての新株予約権の行使による増加であります。

## (6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 42,612,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 115,660,300	1,156,603	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 11,421	-	-
発行済株式総数	158,283,921	-	-
総株主の議決権	-	1,156,603	-

(注) 「単元未満株式」の欄には、自己株式が31株含まれております。

## 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
アライドテレシスホールディングス株式会社	東京都品川区西五反田 七丁目21番11号	42,612,200	-	42,612,200	26.92
計	-	42,612,200	-	42,612,200	26.92

## 2 【株価の推移】

## 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年1月	平成23年2月	平成23年3月
最高(円)	109	151	134
最低(円)	100	101	56

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,438,071	6,290,272
受取手形及び売掛金	5,204,796	8,311,783
商品及び製品	3,470,308	3,555,065
仕掛品	270,926	191,790
原材料及び貯蔵品	928,089	801,374
前払費用	592,851	531,064
その他	1,058,593	1,020,148
貸倒引当金	233,676	246,360
流動資産合計	17,729,960	20,455,139
固定資産		
有形固定資産	2,311,376	2,269,857
無形固定資産		
その他	703,921	667,877
無形固定資産合計	703,921	667,877
投資その他の資産		
その他	1,446,138	1,451,641
貸倒引当金	22,391	22,001
投資その他の資産合計	1,423,746	1,429,639
固定資産合計	4,439,044	4,367,374
資産合計	22,169,005	24,822,514
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,069,965	2,202,947
短期借入金	878,896	1,708,475
1年内返済予定の長期借入金	706,063	558,396
1年内償還予定の社債	168,000	168,000
未払費用	1,098,926	1,190,910
未払金	645,515	715,322
未払法人税等	98,597	386,793
賞与引当金	415,190	256,938
前受収益	2,025,137	2,020,470
その他	502,120	540,544
流動負債合計	8,608,414	9,748,797
固定負債		
社債	80,000	80,000
長期借入金	1,225,541	888,240
退職給付引当金	684,984	684,412
その他	859,182	817,518

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
固定負債合計	2,849,707	2,470,170
負債合計	11,458,121	12,218,968
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,843,580	9,835,708
資本剰余金	3,746,631	3,738,759
利益剰余金	562,496	354,400
自己株式	3,968,208	2,983,470
株主資本合計	9,059,507	10,945,397
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	408	434
繰延ヘッジ損益	17,397	-
為替換算調整勘定	1,307,332	1,371,801
評価・換算差額等合計	1,324,321	1,371,367
新株予約権	327,055	286,780
純資産合計	10,710,883	12,603,545
負債純資産合計	22,169,005	24,822,514

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	8,913,244	6,456,913
売上原価	3,869,263	2,638,870
売上総利益	5,043,980	3,818,042
販売費及び一般管理費	4,671,952	4,635,740
営業利益又は営業損失( )	372,027	817,698
営業外収益		
受取利息	2,432	4,459
持分法による投資利益	5,616	3,898
為替差益	46,814	236,533
その他	13,130	4,659
営業外収益合計	67,994	249,551
営業外費用		
支払利息	13,248	23,970
その他	5,253	5,346
営業外費用合計	18,502	29,317
経常利益又は経常損失( )	421,519	597,463
特別利益		
固定資産売却益	-	38
貸倒引当金戻入額	88,667	2,259
新株予約権戻入益	5,531	797
特別利益合計	94,199	3,094
特別損失		
固定資産売却損	128	38
固定資産除却損	2,443	799
事業再編損	33,742	-
訴訟関連損失	4,125	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	19,162
特別損失合計	40,440	20,000
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	475,277	614,369
法人税、住民税及び事業税	209,232	47,786
法人税等調整額	32,220	4,012
法人税等合計	177,012	51,798
少数株主損益調整前四半期純損失( )	-	666,168
四半期純利益又は四半期純損失( )	298,264	666,168

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	475,277	614,369
減価償却費	126,247	144,784
貸倒引当金の増減額( は減少)	64,283	17,055
賞与引当金の増減額( は減少)	272,768	158,126
退職給付引当金の増減額( は減少)	15,535	5,720
受取利息及び受取配当金	2,432	4,459
支払利息	13,248	23,970
為替差損益( は益)	135,541	215,599
持分法による投資損益( は益)	5,616	3,898
固定資産売却損益( は益)	128	0
固定資産除却損	2,443	799
未払費用の増減額( は減少)	49,078	121,237
売上債権の増減額( は増加)	1,176,194	3,167,706
たな卸資産の増減額( は増加)	244,039	64,498
仕入債務の増減額( は減少)	154,646	174,492
事業再編損失	33,742	-
訴訟関連損失	4,125	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	19,162
その他	118,577	273,547
小計	2,168,886	2,019,670
利息及び配当金の受取額	2,429	4,455
利息の支払額	15,597	25,500
法人税等の支払額	5,575	320,658
事業再編による支出	44,456	303
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,105,686	1,677,664
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	79,070	66,287
有形固定資産の売却による収入	11	108
無形固定資産の取得による支出	25,956	69,153
投資有価証券の取得による支出	148	148
定期預金の増減額( は増加)	100,000	100,000
貸付金の回収による収入	390	195
その他	5,444	10,063
投資活動によるキャッシュ・フロー	199,329	25,222

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,009,199	838,854
長期借入れによる収入	900,000	700,000
長期借入金の返済による支出	33,000	215,032
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	11,070
自己株式の取得による支出	314,955	984,737
配当金の支払額	157,190	157,486
その他	2,213	7,995
財務活動によるキャッシュ・フロー	616,558	1,493,036
現金及び現金同等物に係る換算差額	45,915	88,392
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,243,882	247,798
現金及び現金同等物の期首残高	7,146,804	6,190,272
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,390,687	6,438,071



## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 この変更に伴う営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。

## 【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。

## 【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 税金費用の計算	法人税等については、加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法により算出しております。なお、連結財務諸表における重要性が乏しい連結子会社については、経営環境に著しい変化が発生しておらず、四半期財務諸表における税金費用の計算にあたり、税引前四半期純利益に前年度の損益計算書における税効果会計適用後の法人税等の負担率を乗じて計算する方法によっております。 また、繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化がなく、かつ、一時差異等の発生状況に大幅な変化がないと認められる場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

## 【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

## 【注記事項】

## (四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は6,350,266千円であり ます。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含ま れております。	有形固定資産の減価償却累計額は6,149,620千円であり ます。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含ま れております。

## (四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次 のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次 のとおりであります。
給与手当 1,450,648千円	給与手当 1,512,395千円
研究開発費 919,002千円	研究開発費 879,669千円
賞与引当金繰入額 478,781千円	賞与引当金繰入額 158,252千円
退職給付費用 24,809千円	退職給付費用 17,966千円
貸倒引当金繰入額 12,911千円	

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)
(千円)	(千円)
現金及び預金勘定 8,590,687	現金及び預金勘定 6,438,071
預入期間が3ヵ月を超える定期預金 200,000	預入期間が3ヵ月を超える定期預金 -
現金及び現金同等物 8,390,687	現金及び現金同等物 6,438,071

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 158,283,921株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 42,612,231株

3. 新株予約権等に関する事項

(1)平成14年3月新株引受権

新株引受権の目的となる株式の種類 普通株式

新株引受権の目的となる株式の数 3,000株

(2)ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 327,055千円(親会社282,513千円、連結子会社44,541千円)

(注)第20回・第22回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年2月10日 取締役会	普通株式	250百万円	2円	平成22年12月31日	平成23年3月30日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第1四半期連結会計期間において、平成23年2月15日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を行いました。この結果、当第1四半期連結会計期間において、自己株式が984,737千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において3,968,208千円となっております。

## (セグメント情報等)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

当連結グループは、情報通信・ネットワーク関連事業のみを行っているため、事業の種類別セグメント情報の記載は省略しております。

## 【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	日本(千円)	欧米(千円)	アジア・ オセアニア(千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	5,058,760	3,370,608	483,875	8,913,244	-	8,913,244
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	205,384	65,598	1,949,177	2,220,160	(2,220,160)	-
計	5,264,145	3,436,206	2,433,053	11,133,405	(2,220,160)	8,913,244
営業利益	172,190	50,434	115,782	338,407	33,620	372,027

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 欧米 : アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、オランダ、イタリア

(2) アジア・オセアニア : シンガポール、中国、オーストラリア、ニュージーランド

## 【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	北米	欧州	アジア・ オセアニア	計
海外売上高(千円)	1,348,020	1,940,337	481,793	3,770,151
連結売上高(千円)	-	-	-	8,913,244
連結売上高に占める海外 売上高の割合(%)	15.1	21.8	5.4	42.3

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 : アメリカ、カナダ

(2) 欧州 : イギリス、フランス、ドイツ、オランダ、イタリア

(3) アジア・オセアニア : シンガポール、中国、オーストラリア、ニュージーランド

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

## 【セグメント情報】

## 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、情報通信・ネットワーク事業における製品を生産・販売しており、各地域において包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、生産・販売体制を基礎とした所在地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「米州」、「EMEA（ヨーロッパ、中東及びアフリカ）」及び「アジア・オセアニア」の4つの所在地域を報告セグメントとしております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額(注)1	四半期連結損益計算書計上額
	日本	米州	EMEA(注)2	アジア・オセアニア	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	3,375,852	1,115,083	1,531,729	434,246	6,456,913	-	6,456,913
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	165,090	42,279	24,104	1,419,382	1,650,857	(1,650,857)	-
計	3,540,943	1,157,363	1,555,834	1,853,629	8,107,770	(1,650,857)	6,456,913
セグメント利益又は損失( )	718,668	236,558	66,727	12,305	876,194	58,496	817,698

(注) 1. 調整額には、セグメント間取引消去及びセグメント間取引に係るたな卸資産の調整額等が含まれておりません。

2. ヨーロッパ、中東及びアフリカ。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはヘッジ会計を適用しているため、該当事項はありません。

## (ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名  
販売費及び一般管理費 45,746千円
2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額  
新株予約権戻入益 797千円
3. 当第1四半期連結会計期間に付与したStock・オプションの内容

		第22回新株予約権
付与対象者の区分及び人数		当社取締役7名 当社監査役1名 当社従業員7名 当社グループ会社取締役3名、当社グループ会社従業員56名
株式の種類別のStock・オプションの付与数		普通株式 5,000,000株
付与日		平成23年3月23日
権利確定条件		権利行使日において当社又は関係会社の取締役、監査役、従業員および社外協力者の地位にあることを要する
対象勤務期間		自平成23年3月23日 至平成24年3月23日
権利行使期間		自平成24年3月23日 至平成28年3月22日
権利行使価格	(円)	86
付与日における公正な評価単価	(円)	48

## (企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴い、当第1四半期連結会計期間の期首に計上した金額と比較して著しい変動がありません。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	89.77円	1株当たり純資産額	98.25円

## 2. 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	2.13円	1株当たり四半期純損失金額	5.45円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2.07円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失( ) (千円)	298,264	666,168
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失( ) (千円)	298,264	666,168
期中平均株式数 (株)	140,225,985	122,142,557
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	3,841,181	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成21年3月30日定時株主総会決議による新株予約権2種類(普通株式8,000,000株)。なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	平成22年3月30日定時株主総会決議による新株予約権1種類(普通株式5,000,000株)。なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

## 2【その他】

## (普通株式の配当に関する事項)

平成23年2月10日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

配当金の総額 250百万円  
1株当たり配当金 2円  
基準日 平成22年12月31日  
効力発生日 平成23年3月30日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月7日

アライドテレシスホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 隆司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下条 修司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアライドテレシスホールディングス株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アライドテレシスホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は自己株式の取得を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月13日

アライドテレシスホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 隆司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下条 修司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアライドテレシスホールディングス株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アライドテレシスホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。